

「税務相談」のお知らせ

平日に仕事の都合で市税（軽自動車税・固定資産税・市県民税・国民健康保険税）の課税内容の問い合わせなどができない方のために、次のとおり「税務相談」を実施します。

日時 4月29日(日)・6月24日(日)
午前8時30分～午後5時
場所 市役所1階 税務課
問い合わせは 税務課(☎22-1114)へ

固定資産縦覧帳簿(土地・家屋)の縦覧

平成24年度の固定資産の価格(評価額)について、次のとおり縦覧に供しますのでご確認ください。

縦覧期間 4月1日(日)～5月1日(火)(土・日・祝日は除く)
午前9時～午後5時

縦覧場所 税務課固定資産係
縦覧できる方 固定資産税の納税者や代理人です。本人確認ができるもの(例:運転免許証等)と印鑑をご持参ください。

なお、代理人の場合には委任状が必要です。

手数料 縦覧帳簿の縦覧は無料です。また、名寄帳(ご自身が

納税義務者となっている資産の一覧表)の閲覧についても縦覧期間中は手数料が無料(ただし、コピー代として1枚につき10円が必要)となります。

平成24年は評価替えの年です

納税通知書は、4月に発送します。第1期納期限は5月1日(火)です。

問い合わせは 税務課固定資産係(☎22-1114)へ

平成24年度 固定資産評価証明書等の発行時期のお知らせ

発行予定日

▼固定資産評価証明書

4月2日(月)

▼固定資産公課証明書

4月6日(金)

※証明書発行時に本人確認を実施していますので、公的証明書(免許証、保険証等)をご持参ください。

問い合わせは 税務課庶務係(☎22-1114)へ

日常生活用具の給付等について

難病患者等居宅生活支援事業

次の方を対象に、日常生活用具の給付やホームヘルプサービスをを行っています。

▼難治性疾患克服研究事業対象の130疾患および関節リウマチ患者の方

▼在宅での療養が可能と医師に判断された方

▼介護保険法、老人福祉法、障害者自立支援法の施策の対象とならない方に日常生活用具を給付しています。

小児慢性特定疾患児
日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾患児(障害者自立支援法の施策の対象とならない方)に日常生活用具を給付しています。

※申請方法等くわしくはお問い合わせください。

問い合わせは 保健センター(☎22-1590)へ

ソーシャルクラブ阿南

月1回、レクリエーションやグループ活動を通して交流を深めたり、調理実習や生活訓練を行うことで、自立した生活が送れるよう支援します。

対象 在宅での療養が可能である統合失調症の方およびご家族の方。(参加に際しては、医師の意見書が必要です。)

※申請方法等、くわしくはお問い合わせください。

問い合わせは 保健センター(☎22-1590)へ

第24回阿南の加茂谷鯉まつり

ご家族お揃いで、自然と人情味豊かな加茂谷の里へお越しください。

開催期間 4月23日(月)～5月12日(土)

イベント 5月3日(祝) 午前10時～(※雨天順延)

場所 深瀬町河川敷(中央橋通行止めにご注意ください。)

手作り鯉のぼりコンテスト

作品大募集!

イベント時に手作り鯉のぼりコンテストを開催します。あなたが作った鯉のぼりを会場で泳がせてみませんか。入賞者には景品を贈呈します。

出品規定 大きさは8歳以内で風雨に強い素材を使用すること

応募方法 4月26日(木)までに電話でお申し込みください。

※出品作品は返却しません。

申込み・問い合わせは 加茂谷公民館(☎25-0113)へ

奨学資金貸付申請の受付

奨学資金(無利子)の貸付を希望される方は、教育委員会総務課へ申請してください。

受付期間 4月2日(月)～27日(金)

申込方法 総務課備え付けの申請書類に必要書類を添付して提出してください。(申請書類は、市ホームページからもダウンロードできます。)

貸付内容等くわしくは、市ホームページをご覧ください。総務課までお問い合わせください。
問い合わせは 教育委員会総務課(☎22-3299)へ

平成25年

成人式実行委員を募集

成人式実行委員会のメンバーになって、式の企画(会議は5回程度予定)から運営までをしてみたい方は、ぜひご応募ください。

応募資格 ▼新成人(平成4年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた方) ▼市民ボランティア ▼高校生ボランティア

締切日 4月19日(木)

申込み・問い合わせは 最寄りの公民館または教育委員会生涯学習課(☎22-3391)へ

かもだ岬温泉

【4月の休館日は】
2・9・16・23日

【これとれ市開催】

4月15日(日) 午前10時～午後2時

☎21-3030

平成24年度 小型合併処理浄化槽 補助金申請を受け付けます

第36回 成人大学受講生募集

対象 平成25年3月末までに浄化槽設置工事を完了できる方。
 (ただし、すでに着工されている方ならびに下水道法第4条第11項の認可を受けた区域、伊島地区生活排水処理事業区域、春日野地域下水道事業区域、豊香野地区生活排水処理事業区域および羽ノ浦農業集落排水処理施設条例第4条に規定する処理区域は除きます。なお、対象区域は、環境保全課で確認できます。)

補助金額 補助金の額は、国の浄化槽設置整備事業補助金基準額に基づき別に定めています。

【参考】平成23年度実績
 ▼5人槽／33万2千円
 ▼6～7人槽／41万4千円
 ▼8～10人槽／54万8千円

申請期間 4月2日(月)～11月30日(金)(土、日、祝日を除く、午前8時30分～午後5時)

交付者の決定 申請順に予算の範囲内で決定します。

申請方法 補助金交付申請書(環境保全課備え付け)に必要書類を添付のうえ、浄化槽設置工事が始まる日の8日前(原則)までに提出してください。

必要書類
 ①浄化槽設置届出書または建築

スポーツ安全保険に加入しませんか!

- 対象
子ども会や運動クラブなど5人以上の団体
- 保険期間
開始日～平成25年3月31日
- 保険料
中学生以下の団体は800円(1人あたりの年額)
※その他の団体はお問い合わせください。

問い合わせは
 スポーツ振興課
 (☎22-3394)へ

受講申込み・問い合わせは
 〒774-8501 富岡町トノ町12番地3 教育委員会生涯学習課
 (☎22-3391)へ

確認通知書の写し
 ②設置場所の案内図
 ③浄化槽設置費の見積書の写し
 ④浄化槽の構造図
 ⑤浄化槽の配置配管図
 ⑥住宅等を借りている方は賃貸人の承諾書
 ⑦登録証の写しおよび登録浄化槽管理票(C票)
 ⑧浄化槽設備士免状および小規模合併処理浄化槽施行技術特別講習会受講証の写し
 ⑨機能保証制度に基づく保証登録証の写し
 ⑩浄化槽法第7条および第11条検査手数料払込証明書
 ⑪補助金交付申請者本人の最新の納税証明書(市区町村が発行するもの)

申請先・問い合わせは 環境保全課 (☎22-3413)へ

平成24年度から阿南・那賀・美波定住自立圏共生ビジョンの取組の一環として、1市2町の方を対象に実施します。

受講資格 受講成果を地域社会の発展や地域の人々に還元し、社会貢献に意欲のある方。

講座内容 別表の予定

募集定員 150人程度

受講日時 5月23日(水)～平成25年2月21日(水) 午後7時～9時

※実施計画は別表のとおり

受講料 年間1500円

※調理実習や現地研修など実費負担を伴う場合があります。

申込方法 ハガキに住所、氏名、電話番号を記入のうえ、4月20日(金)までに生涯学習課へお申込みください。

※個人情報情報は、目的以外に使用しません。

平成24年度 阿南市成人大学講座実施計画

講座	日時	テーマ	会場	内容	講師
第1回	5月23日(水) 18:30～	◇開講式	ひまわり会館 ふれあいホール	市政報告	阿南市長 岩浅嘉仁
第2回	6月13日(水) 19:00～	文化	ひまわり会館 ふれあいホール	阿南市の政治史	阿南市文化財保護審議会 会長 湯浅良幸さん
第3回	7月11日(水) 19:00～	健康	スポーツ総合 センター	3B体操	廣井路代さん
第4回	9月予定 19:00～	脳の活性化	ひまわり会館 ふれあいホール	社会で役立つ折り紙	阿南工業高等専門学校教授 川崎敏和さん
第5回	10月21日(日) ※時間は未定	現地研修	神戸市ほか	防災学習ほか	—————
第6回	11月9日(金) 14:00～ 18:00～	調理実習	ひまわり会館 グルメリーム	バランスのとれた食事	神田直子さん
第7回	12月8日(土) 9:00～ 13:00～	生きがい	ひまわり会館 ふれあいルーム	フラワーアレンジメント 生け花	谷本ゆかりさん 前田慶子さん
第8回	平成25年 1月26日(土) 13:30～ 予定	生涯学習推進 大会参加	未定	未定	未定
第9回	平成25年 2月21日(水) 18:30～	人権 ◇閉講式	ひまわり会館 ふれあいホール	障がい者と就労	NPO法人(教育支援) 事務局長 濱田行雄さん

「こころのやりこみ通信」



第71号

ひとりで悩まないで
「女性のための生き方なんでも相談」を利用してみませんか

職場での人間関係、セクシュアルハラスメント、子育ての悩み、親子や家族の関係、思春期の悩み、自分のからだ・健康についての悩み、過食・拒食症、結婚・離婚の問題、夫・パートナーからの暴力、夫婦関係、自分の生き方に対する不安や悩みなどの相談をお受けします。
相談は無料、秘密は守ります。安心して気軽にお願いください。面接、電話相談とも予約制です。事前にお電話ください。
日時 ▼毎週火曜日 午後1時～5時 ▼毎月第2・4金曜日 午後1時～4時

※原則1人1時間以内
場所 市民会館2階
相談先 (☎22-0361) へ

パートナーシップセミナー 《男性料理教室(前期)》

男女が共にいきいきと生活できる男女共同参画社会を実現するために、男性も仕事だけではなく、女性とともに料理などの家事を担っていくことが必要です。料理をされたことのない方も基礎から学べます。おいしいものを楽しく作って楽しく食事をしてみませんか。

日時 5月8日(火)・15日(火)・22日(火)・29日(火)・6月5日(火) 午前10時～午後1時
場所 ひまわり会館3階 グルメルーム

定員 20人
参加費 1回500円(当日集金)
申込方法 講座名・住所・氏名・年齢・電話番号を記入のうえ、はがきまたはファクシミリでお申し込みください。電話での申し込みも受け付けています。

申込締切日 4月20日(金)(当日消印有効)
申込み・問い合わせは 〒7774-8501 富岡町トノ町12番地3 男女共同参画室(☎22-17401・FAX 22-4785) へ

人権教育・啓発

(連載79号)

阿南市人権教育・啓発に係る調査・研究活動補助事業

同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者など、さまざまな人権問題の解決のために行う人権教育・啓発に係る調査・研究活動に対し補助をすることにより、市民が自ら学び、差別をなくす実践につながることを目的とします。

補助対象事業 実施主体の自主的な企画による人権教育・啓発に係る調査・研究活動を目的とした事業
補助金の交付対象者 次の要件をすべて満たしている団体であることとします。

- ①市の区域内に事務所または事業所を有し、人権教育及び人権啓発に関し、自ら学び差別をなくす実践に取り組む活動のための事業を実施するために組織されたものであること。
- ②構成員が5人以上であること。
- ③政党その他の政治的団体の役員となり、または積極的に政治運動をしていないこと。
- ④宗教団体でないこと。
- ⑤営利を目的とするものではないこと。

申請期間 4月2日(月)～27日(金)
申請方法 次の事項を記載した

申請書類を人権・男女参画課まで提出してください。

- ①団体の名称及び住所並びに代表者の名前・住所等
- ②活動計画書
- ③補助金交付申請額及び活動に要すると見込まれる経費の明細書

補助対象経費
▼講師等謝金▼講師等旅費▼会場等施設使用料▼資料印刷代等消耗品費▼その他市長が必要と認める経費

補助金の額 一団体につき上限10万円以内。ただし、予算の範囲内とします。また、一団体につき申請は1回とします。

第1回阿南市人権教育・啓発市民講座の開催

日時 4月24日(火) 午後2時～3時30分

場所 文化会館1階 視聴覚室
テーマ 「災害と人権」

講師 ▼米澤富子さん(阿南市自主防災会 理事長)「女性の目から見た自主防災の役割」

▼篠原健二さん(NPO法人グリーンアース徳島事務局長)「神戸大震災 3・11大津波の教訓から学んだ生き残るための防災豆知識」▼正田としほさん(穴吹カレッジ非常勤講師)「病院のベッドからみた3・11」
問い合わせは 人権・男女参画課(☎22-13094) へ

森林の所有者届出制度の変更

森林法の改正により、4月1日から、個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地(山林)を新たに取得した方は、面積にかかわらず届け出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届け出をしている方は対象外です。

届出期間 土地の所有者となった日から90日以内
届出先 取得した土地のある市町村

届出事項 届出書に必要事項を記入のうえ、登記事項証明書(写しも可)または土地売買契約書

など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面を添付してください。
問い合わせは 農林水産課(☎22-11598) へ

あぶない!こんなに事故が		
交通事故	死者	220件 (418)
	傷者	1人 (1)
救急	搬送人員	293件 (588)
	数	287人 (568)
火災	件数	1件 (3)
	損害額	0千円 (1千円)

●阿南署管内平成24年2月分合計
()内は1月からの累計



定住自立圏共生ビジョン事業

“プロジェクト40”が4月からスタート!

阿南市、那賀町、美波町が、自治体の枠組みを超えて圏域全体の活性化を図るための取組として阿南・那賀・美波定住自立圏共生ビジョン事業“プロジェクト40”がスタートします。

40ある取組のうち、4月から始まるのは公共施設の相互利用など5つの事業で、圏域内に住所を有する方は一律のサービスを受けることができます。今回は、那賀町・美波町のスポーツ施設をご紹介します。



①那賀町豊饒の杜総合運動公園 (☎0884-62-1106)

グラウンド	
9:00~17:00 1,000円 17:00~22:00 1時間1,000円	
テニスコート	
9:00~17:00 1日1面500円 17:00~22:00 1時間1面200円	

②那賀町鷺敷B&G海洋センター 体育館 (☎0884-62-1300)

アリーナ ※ () 内はコート数
バレーボール(2)、バスケット(1)、バドミントン(3) 利用料 9:30~12:00 800円 13:00~17:00 1,000円 17:00~22:00 1,000円 予約受付 利用6カ月前から
その他
ミーティングルーム トレーニングルーム ※利用形態はアリーナと同様。 休館日 火曜日・年末年始 ※くわしくはお問い合わせください。

③那賀町鷺敷B&G海洋センター 艇庫 (☎0884-62-3011)

カヌー・ペアカヌー (1艇2時間)
利用料 大人2,400円 小・中・高校生2,000円 幼児1,000円 ※延長: 1艇1時間100円
ローボート (1艇2時間)
利用料 3,000円+1人500円 ※延長: 1艇1時間100円
利用可能期間
5月~10月の土・日・祝日 ※7月20日~9月30日は毎日営業。

④美波町由岐B&G海洋センター (☎0884-78-0201)

アリーナ ※ () 内はコート数
バレーボール(2)、バスケット(1)、バドミントン(2) 利用料 1人200円 (5人以上1,000円) 利用可能時間 9:00~22:00 予約受付 利用1カ月前から
プール
コース 25m×6、幼児用プール 利用料 小中学生150円、高校・一般300円、就学前児童は無料 ※利用可能時間は、曜日や季節により異なります。利用条件等はお問い合わせください。
その他
ミーティングルーム トレーニングルーム ※利用形態はアリーナと同様。 休館日 火曜日・年末年始 ※くわしくはお問い合わせください。

4月から始まる事業

- ・ 保育所広域入所に関する連携事業 … 圏域内の保育所に入所することが可能です。
- ・ 野球のまち阿南推進事業 … 施設利用や大会運営などで連携を図っていきます。
- ・ 火葬場使用料減免事業 … 市外の利用者にかかる割増料金が軽減されます。
- ・ 成人大学講座連携事業 … 圏域内の住民を対象に開催します。
- ・ 図書館、子育て支援センター、スポーツ施設の相互利用等 … これらの公共施設利用で一律のサービスが受けられます。



後期高齢者医療制度「保険料率改定」のお知らせ

平成24年度および平成25年度の保険料率（被保険者均等割額・所得割率）が決まりましたので、次のおりお知らせします。なお、保険料率は2年ごとに改定を行うことになっています。

被保険者均等割額 48,900円（被保険者全員が等しく負担）

所得割率 9.51%（被保険者が所得に応じて負担）

【保険料の計算方法】

保険料 = 被保険者均等割額 48,900円 + [(総所得金額等 - 33万円) × 所得割率 9.51%]

被保険者均等割額と所得割額を合計して個人単位で計算します。保険料の上限は年額55万円です。

【保険料の軽減】

所得の低い方および国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者であった方は、次のとおり保険料が軽減されます。

被保険者均等割額の軽減

世帯主と世帯の被保険者の所得額の合計に応じて、均等割額が世帯単位で軽減されます。

世帯の所得額の合計	均等割額の軽減割合
33万円以下で、世帯内の被保険者全員の所得がない（年金収入80万円以下）	9割
33万円以下	8.5割
33万円+ (24万5千円×世帯主以外の被保険者数) 以下	5割
33万円+ (35万円×被保険者数) 以下	2割

所得割額の軽減

被保険者の基礎控除（33万円）後の総所得金額等に応じて、所得割額が軽減されます。

基礎控除（33万円）後の総所得金額等	所得割の軽減割合
58万円以下	5割

被用者保険の被扶養者であった場合の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで、国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者となっていた方が対象となります。

均等割額	所得割額
9割軽減	負担なし

問い合わせは ながいき課（☎22-8064）または徳島県後期高齢者医療広域連合（☎088-677-3666）へ

美しいあなを求めて ～下水道～

連載⑩

公共下水道の供用開始区域が4月1日から広がります

公共下水道を使用できる区域（供用開始区域）に該当する方は、早期に下水道への接続をお願いします。

一定期間内に下水道へ接続される方（新築を除く）には、助成金制度を設けておりますので併せてご利用ください。

接続工事については、必ず排水設備指定工事店（市ホームページ掲載）に依頼をお願いします。

また、平成24年度供用開始区域の土地について、受益者負担金の徴収猶予を受けられている方は、未供用による猶予が取消しとなり、8月から徴収開始となりますのでご確認ください。

なお、平成23年8月以降、土地の売買や相続等により受益者が変更になっている場合には、下水道課までご連絡ください。

問い合わせは 下水道課（☎22-1796）へ

